

新潟市農業委員会

〒950-0195 管理係 TEL:025-382-4964
新潟市江南区泉町3-4-5 農政振興係 TEL:025-382-4966
江南区役所3階 農地係 TEL:025-382-4974

各区事務所

北区事務所	北区東栄町1-1-14	TEL:025-387-1575
中央事務所	江南区泉町3-4-5	TEL:025-382-4964
秋葉区事務所	秋葉区程島2009	TEL:0250-25-5525
南区事務所	南区白根1235	TEL:025-372-6791
西区事務所	西区寺尾東3-14-41	TEL:025-264-7811
西蒲区事務所	西蒲区巻甲2690-1	TEL:0256-72-8631

新潟市 農業委員会だより



いちじく
始めたい人、
募集中です!!

地域で頑張る農業人

【西蒲区西川地区の笹川Farm】

平成29年に就農した笹川 隆介さんが中心となっていちじくを主に栽培しています。
詳しい紹介は最終ページをご覧ください。

目 次

◆ 観察研修の報告	2
◆ 観察研修の報告(つづき)	3
◆ 地域計画について	4
◆ 農地転用は許可が必要	5
◆ 各区事務所情報	6
◆ 農業者年金の受給について	7
◆ 農地賃借・売買の今後の日程(3~6月)	8
◆ 地域で頑張る農業人紹介	8
◆ 委員が表彰されました	8
◆ 相続による農地取得は要届出	8
◆ 全国農業新聞について	8
◆ おくやみ	8

委員視察研修報告

【役員会】

新潟市農業委員会になり、初めての役員会による視察研修は、10月18日～19日の2日間で秋田県秋田市の農業委員会、大仙市の園芸メガ団地及びもみ殻ボイラーを視察しました。

秋田市農業委員会とは、タブレットを利用した最適化活動や新規就農者について、意見交換をしました。また、ハウス104棟にも及ぶ園芸メガ団地(トマト)では、事業概要、成果、課題などを聞くことができ、園芸に力を入れている新潟市にとって、非常に参考になりました。



秋田市農業委員会との意見交換会



JAIいみず野 もみ殻循環施設

【中央地区部会】

11月10日～11日に栃木県農業試験場いちご研究所及び那須塩原市や大田原市の農産物直売所を視察しました。

いちご研究所では栃木県＝いちご王国になるまでの経緯や現状の説明を受けました。今後も維持していくためには、ブランド化や単収アップなど地域の農家と連携していくことが必須のことでした。

また、各所の直売所は、観光の拠点にもなっているため、集客力があり園芸作物を出荷・販売する農家にとっては、とても魅力的な場になっていました。



栃木県農業試験場 いちご研究所



(農)仙台イーストカントリー

【秋葉区部会】

11月8日～9日に山形県長井市の「レインボープラン推進協議会」及び宮城県仙台市の「農仙台イーストカントリー」を視察しました。

レインボープランとは「農業と台所をつなぐながい計画」というもので、生ごみの堆肥化サイクルがシステム化されており、地域内循環を図っています。

仙台イーストカントリーは、東日本大震災から復旧を遂げ、水稻栽培や味噌づくり、農家レストランに取り組んでいる積極的な法人です。勢いのある優良な法人として参考になりました。

【西区部会】



キュウリの生産実証ハウス

11月10日～11日にJA全農ぐんまの園芸作物生産実証農場や農業機械メーカーの株式会社マツモト、農産物直売所などを視察しました。

実証農場では、キュウリの新しい栽培技術や資材を使った施設を視察。高収量、高品質化を目指して、ハウス内の温度や湿度の管理や炭酸ガスを使つた光合成の促進などの実証栽培を行つていました。

マツモトでは、西区特産の長ネギの根葉切りや太さにより選別をする機械の実演展示。エダマメ関連機械の説明もあり、部品の調達や改善要望など意見交換をして有意義な研修となりました。

11月10日～11日にJA全農ぐんまの園芸作物生産実証農場や農業機械メーカーの株式会社マツモト、農産物直売所などを視察しました。

実証農場では、キュウリの新しい栽培技術や資材を使った施設を視察。高収量、高品質化を目指して、ハウス内の温度や湿度の管理や炭酸ガスを使つた光合成の促進などの実証栽培を行つていました。

【西蒲区部会】



有信州うえだファームと意見交換

11月10日～11日に長野県上田市の有信州うえだファームは、地域の中野市の直売所を視察しました。

信州うえだファームは、地域の天候を活かした野菜や米、果樹などをバランスよく生産しており、ワインの生産にも力を入れています。また、耕作放棄地の再生や新規就農者の育成にも取り組んでいます。

担い手が減少する中、地域の受け皿として意欲的に取り組んでいる姿を見て、今後の活動や取り組みを進める参考になりました。

11月18日に開催された新潟県農業委員会大会で、永年勤続委員などに対する表彰がありました。新潟県農業会議が行つたもので、本市農業委員会からは前職委員を含め、34名が表彰を受けました。

同23日には、新潟市表彰式が行われました。農業委員会委員として10年以上勤続された3名の方に、市長より有功表彰が贈られました。

農業委員及び農地利用最適化推進委員として、長年にわたり本市の農業に貢献いただきました。受賞された皆さまおめでとうございました。



新潟県農業委員会大会の様子

地域農業に貢献 労働者が受章

新潟県農業会議表彰

(敬称略、順不同)

田村 良雄(北)	山岸 洋子(北)	本田 敏明(北)	武田 武盛(北)	窪田 昇平★(北)	松田 勝己★(北)
別所 正幸(中央)	五十嵐 保雄(中央)	坂井 雄一(中央)	鈴木 金一(中央)	鈴木 健二(中央)	小倉 栄造★(秋葉)
佐々木 克男★(秋葉)	鈴木 儀一★(秋葉)	坂上 静男★(秋葉)	松田 洋一★(秋葉)	伊藤 隆(南)	清水 昭★(南)
原 平一★(南)	矢部 豊★(南)	渡部 藤四夫(西)	高井 利明(西)	丸山 和秀(西)	中澤 美知男(西)
松井 市雄★(西)	高杉 隆司★(西)	本間 直一★(西)	草野 伸一(西蒲)	小林 喜一郎(西蒲)	増井 勝(西蒲)
吉田 浩(西蒲)	堀内 多計司(西蒲)	大島 伸吾(西蒲)	吉田 健一(西蒲)		

新潟市表彰

羽田 良夫(中央)	清水 昭★(南)	中澤 美知男(西)
-----------	----------	-----------

★は令和3年度以前の委員です。

「人・農地プラン」から「地域計画」に変わります。

農地の集約化等に向けた取り組みを加速化するため、農業経営基盤強化促進法等の改正法が成立し、それに伴い、「人・農地プラン」から「地域計画」へ変わります。

人・農地プランと地域計画の違い

人・農地プランの協議内容

- 農業の将来のあり方
- 農地中間管理機構の活用方針
- 基盤整備事業の取組方針
- 多様な経営体の育成・確保の取組方針

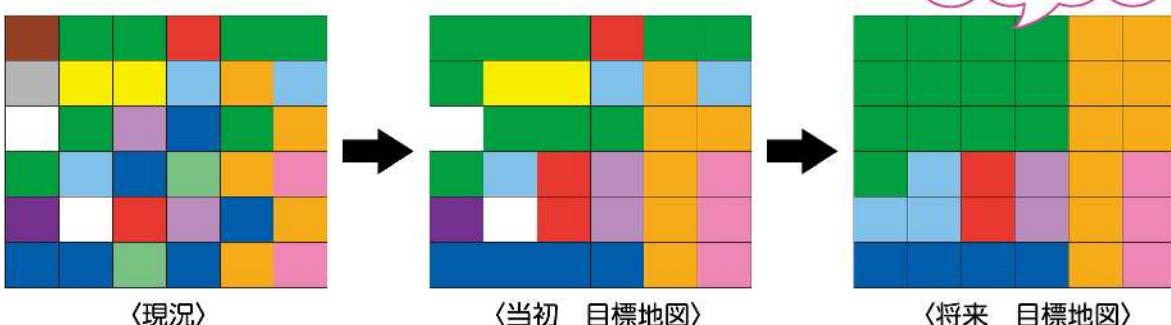
地域計画の協議内容

- これまでの人・農地プランの内容に加えて
- 10年後に目指す地域の農地利用(目標地図)
 - 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
 - 農用地の集積・集約化の取組
 - 農業用施設の整備に関する取組
 - JA、サービス事業体等により農作業受託等の活用方針

「地域計画」では、新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した目標地図を作成します。

令和7年3月末までに計画及び地図を策定する必要がありますが、地域の実状や将来の構想を踏まえて、随時変更し更新することが可能です。

【目標地図イメージ】



目標地図の作成にあたって、意向の確認を行う場合がありますので、皆様ご協力くださいますようお願いいたします。



補足情報

①これまでの農用地利用集積計画に基づく利用権設定(相対契約)と所有権移転が廃止され、農地バンクによる農用地利用集積等促進計画に一本化されます。

②農地を利用しやすくするため、農地の権利取得時の下限面積要件が廃止されます。

ただし、改正後も農地法第3条許可の以下の要件は維持されます。

【改正後の許可基準】

○農地の全てを効率的に利用すること…耕作に必要な機械の所有状況、労働力、技術の有無を確認

○必要な農作業に常時従事すること…農業経営のために必要な農作業に年間従事する日数を確認

○一定の面積を経営すること **今回廃止**

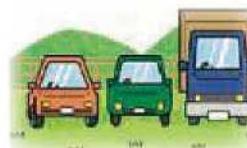
○周辺の農地利用に支障がないこと…周辺農地の集約化や水利用への影響の有無を確認

農地を農地以外にすることは 農地法の手続きを!

- 農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。
- 市街化調整区域の農地を以下の用地に転用する場合は、農地法に基づく許可が必要です。

- 住宅を建てる
- 資材置き場建設残土の捨場にする
- 農業用施設を建てる
- 青空駐車場にする
- 太陽光発電施設を設置するなど

※一時的に利用する場合も転用になります。



- 転用の許可方法は2種類あります。

- 農地の所有者等がその農地を転用する場合 (農地法第4条)

- 農地の所有者から農地を買うまたは借りて転用する場合 (農地法第5条)

- 市街化区域内の農地転用については、許可は不要ですが転用の届出が必要です。

!!無断転用及び許可内容と相違する場合は農地法に違反することとなり、場合によっては3年以下の懲役や300万円以下の罰金の適用もあります。(農地法第64条)

!!許可を受けないで転用された農地は、基本的に追認の許可はされません。転用を行う前に許可を受けてください。

～農地は一度転用されると元に戻すことが困難です。転用は慎重に～

お問合せ先：各区事務所まで

相続等によって農地の権利を 取得した場合は届出を!

- 農地法の許可を受けずに以下の理由で農地の権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会事務局への届出が必要になります。

- 相続(遺産分割・包括遺贈を含む) ○法人の合併・分割 ○時効 など

お問合せ先：各区事務所まで



各種申請書類は、新潟市ホームページからダウンロードできます

ホームページアドレス <http://www.city.niigata.lg.jp/> から 農地法 で検索してください。

区事務所トピックス

南区

ルレクチエ出荷！

毎年11月下旬から年内は、ルレクチエの出荷時期です。今年は大変豊作で、昨年の約1・4倍の出荷量が見込まれています。

収穫から30～40日以上の追熟期間を要するルレクチエは、収穫直後はフレッシュな黄緑色ですが、食べ頃になるとバナナのような鮮やかな黄色に変わり、芳醇な香りを放ちます。今年の実は果汁が多く、ジューシーな味わいが特徴だと、JA新潟かがやきフルーツフラワーしろねの中村指導員は語ってくれました。



出荷の様子

和梨に比べ、ルレクチエの木は成熟がゆっくりで、出荷作業に膨大な手間がかかり、生産者数は徐々に減少していますが、フルーツフラワーしろね管内では、約170名の方が出荷に携わっています。ルレクチエにはランクが4種類あり、最上級の特選品「ルショウワ」を出荷できるのは、昨年の実績を考慮し、事前の糖度検査など厳しい水準をクリアした生産者の方々です。ぜひ冬の贅沢ルレクチエを味わってください。

詳しくはこちらから

西区

二人三脚で法人化



自慢のカボチャの前でほっこりと

内野地区で野菜を栽培している堀夫妻は、昨年、株式会社農園を設立しました。

園名の由来

は、美鈴さんの「すず」と将大さんの「まさ」から。法人化のきっかけは、いろいろな会社と取り引きをしたい、働く仲間と発展していきたい、との思いからでした。就農前は、東京と共にシステムエンジニアとして働いていましたが、その時に培つた管理能力が、農業にも役立つているとのこと。法人化して慣れない事務もありますが、仲間と情報共有すること、働きやすい環境を整えることを心掛け、業績アップを目指したいと語っていました。

一人が手間ひま掛けた自慢のカボチャは、本市のふるさと納税返礼品として、人気がありました。時期は終わりましたが、今は柔らかく甘みのある長ネギのほか、野菜スティックやサラダにも合う「インジン」など、「だわりの野菜を堪能してください。

詳しくはこちらから



西蒲区

広がるいちじく団地

西蒲区を中心に生産されている高品質のいちじくは、ブランド名「越の雫」として新潟市食と花の銘産品にも指定されています。

近年、いちじくは市場の一izesも高く、単価も安定していますが、生産者の高齢化等もあって生産量は伸び悩んでいました。

新規栽培者を増やすために、令和2年にJA主催のいちじく塾を西蒲区で開講したといい、多くの受講者が参加しました。いちじくは、設備や圃場の基盤整備などの導入コストが高いことが生産拡大の障壁となっています。

そこでJAが事業主体となり、新潟県農林水産業総合振興事業や新潟市元気な農業応援事業等の補助事業を活用し、西蒲区馬堀地区の70haの圃場に4区画のいちじく団地を整備し、昨年4月より供用を開始、現在は新規就農者等3名が入植しています。

このようないちじく団地の整備により、いちじくの導入コストを下げることで、生産の拡大が図られることが期待されます。



いちじく団地



【お知らせ】 農業者年金の受給請求について



農業者年金の受給請求時期は、生年月日や年金の種類によって変わってきますので、確認しておきましょう。

生年月日	制度	年金区分	受給請求時期
S32.4.1以前	旧	老齢年金	65歳到達日後
	新※1	老齢年金	原則65歳到達日後、60～64歳の繰り上げ請求可
		特例付加年金※2	原則65歳到達日後、60～64歳の繰り上げ請求可
S32.4.2以降	旧	老齢年金	65歳到達日後
	新※1	老齢年金	60～75歳まで希望するとき
		特例付加年金※2	60歳以降 ただし、65歳未満で繰り上げ請求する場合は、 新制度の老齢年金も請求すること

※1:H14.1月以降の制度です。

※2:経営継承することが前提です。



全国農業新聞を購読しませんか？



- ★農家の経営と暮らしに役立つ情報誌 ★毎週金曜日発行
- ★購読料1か月700円 ★どこでも読める電子版も配信中
- ★購読の申込先:お近くの農業委員・農地最適化推進委員、各区事務所まで

農地の賃借・売買等は農業委員会で(3～6月各種日程)

◆農地法に基づく申請・届出

月	申請締切日	届出締切日									
3月	7日	6日	4月	6日	4日	5月	9日	8日	6月	8日	6日
		15日			13日			17日			15日
		24日			24日			26日			26日

◆農業経営基盤強化促進法に基づく申請

総会	申請締切日	市の公告日									
3月	2月24日 (1月25日)	4月13日	4月	3月24日 (2月24日)	5月18日	5月	4月25日 (3月24日)	6月14日	6月	5月25日 (4月25日)	7月14日

※()内は、中間管理機構を通す申請における締切日です。

※田の賃借の申出受付については、年8回(8,9,10,11,12,1,2,3月)となります。

地域で頑張る農業人を紹介

笹川 Farm

笹川 隆介さん(25)

【現在の経営状況】

- いちじく(越の雫) 20a
- 水稻 4 ha
- その他野菜(ブロッコリー、春菊、グリンピース、スナップエンドウ)



収穫時期はノンストップで稼働しています。

ました。

ただ、やはり就農して思うことは、周りに若手就農者が少ないことです。困ったときは、祖父やJAの営農指導員、県の普及センターの方にアドバイスを受けて助けてもらっていますが、やはり同年代の相談相手も欲しいです。

【自慢】

いちじくが甘い・常に食味のクオリティを上げることを考えています。特に土づくりには力を入れています。化成肥料より鶏ふんの方が風味が上がると聞いて、ずっと使っています。実際にお客様からは、甘くて美味しいと言われるようになりました。

ほとんどの作業が手作業です。大変ではありますが、一本一本剪定し、ひとつずつ丁寧に育てています。ぜひ「越の雫」を味わってもらいたいです。

【今後の目標】

次年作でいちじくを50aに拡大します。現在の20aでも8月から10月まで2人で休みなしで収穫作業をしています。しかし、「越の雫」を広げて更にブランド化を確立するためにも、雇用を活用しながら1本でも多くのいちじくを栽培していきたいです。

また、どこも共通の課題ですが、現在いちじくを栽培している人の高齢化が進んでいます。

水稻や野菜と違い、果樹はやめる農地の処理が非常に大変です。そのような方たちの受け皿になれるよう、自身の技術を上げて地域の信頼を得られるよう頑張りたいです!

【おくやみ】

農地利用最適化推進委員として本市の農業振興にご尽力されました矢部豊さん(南区)が9月29日にご逝去されました。

ここに深く哀悼の意を表すとともに、ご冥福をお祈りいたします。

